

# 徳島県情報公開審査会答申第214号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成29年4月21日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「業務報告書(H28.12.28日・H29.1.26日・H29.2.21日)に関する課内で協議した書類」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年5月2日、本件請求に対して「当該公文書を保有しておらず、文書が存在しない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

平成29年5月8日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

平成29年9月19日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

速やかな開示を求める。

### 2 審査請求の理由

公開文書の中で、産廃の犯罪を犯しているのに、何の協議した資料等がないとはおかしく、これら隠す行為は正に枉法行為そのものである。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求に対し、実施機関は対象公文書を「南部総合県民局保健福祉環境部<阿

南庁舎>（以下「保健福祉環境部（阿南）」という。）が作成した特定事業者に係る業務報告書(H28.12.28日・H29.1.26日・H29.2.21日)に関して環境指導課内で協議した内容の記録又は報告等を行うために作成した書類」と特定した上で、当該公文書については、現に作成し、又は取得していないため、本件処分を行ったものである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく指導業務については、環境指導課が徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡の県東部地域を管轄しており、保健福祉環境部（阿南）が阿南市、那賀郡及び海部郡の県南部地域を管轄している。

したがって、阿南市に所在する当該特定事業者に対する指導権限は保健福祉環境部（阿南）が有しているため、環境指導課において、管轄外の事業者における案件について、特段、文書の作成を行っていない状況である。

- (2) 保健福祉環境部（阿南）が法制度を所管している環境指導課と協議し、その際に環境指導課が文書を作成し、又は取得したのではないかと思料しているようであるが、環境指導課はこの件に関して協議文書を作成し、又は提出を受けた事実はない。

## 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日      | 内 容          |
|------------|--------------|
| 平成29年9月19日 | 諮問           |
| 令和3年12月16日 | 審議（第187回審査会） |
| 令和4年1月14日  | 審議（第188回審査会） |

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件請求に係る公文書について

本件請求に係る公文書は、審査請求人が公文書公開請求書に添付している業務報告書（以下「本件業務報告書」という。）に記載されている特定事業者の資材置場にある廃棄物の撤去の指導について、環境指導課内で協議した文書（以下「本件対象文書」という。）であると認められる。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

実施機関の説明によると、当該特定事業者が所在する阿南市の県南部地域の指導業務に関しては環境指導課ではなく保健福祉環境部（阿南）が行っており、管轄外の一事業者の案件について、環境指導課は特段、文書の作成は行っていないとのことである。

る。

実施機関の組織・権限に関する規程等からもこれに相違ないと認められ、また、本件業務報告書の内容を見ても、当該特定事業者の案件は、保健福祉環境部（阿南）による行政指導だけではなく「法制度を所管している環境指導課」と協議が必要となるような対応、措置等が求められる事態になっているとは認められないことから、環境指導課において特に文書の作成は行っていないとする実施機関の説明に不合理、不自然な点はない。

### 3 本件処分の妥当性

以上のことから、実施機関において本件対象文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であるとして公文書の公開請求を拒否した実施機関の決定は、妥当であると判断する。

#### 徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

| 氏名     | 職業等                  | 備考      |
|--------|----------------------|---------|
| 大森 千夏  | 弁護士                  |         |
| 鎌谷 郁代  | 税理士                  |         |
| 喜多 三佳  | 四国大学経営情報学部 教授        | 会長      |
| 小田切 康彦 | 徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授 | 会長職務代理者 |
| 真鍋 直敬  | 弁護士                  |         |